

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業」の個別協議（作業要領）

1 個別協議の対象施設・事業所

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

実施要綱3の(1)のアの①から④に該当する施設・事業所であって、以下のアからウのいずれかに該当する施設・事業所

ア 集団感染が発生（同時期に同施設・事業所で複数の感染者や濃厚接触者が発生）した施設・事業所

イ アには該当しないが、感染者が複数回にわたり発生した施設・事業所

ウ その他の施設・事業所（ア、イ以外の特別な事情がある場合に限る。）

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

実施要綱3の(2)のアの①又は②に該当する施設・事業所であって、以下のア又はイ若しくはいずれにも該当する施設・事業所

ア 感染者等が発生した施設・事業所から利用者の受入れをした施設・事業所

イ 感染者等が発生した施設・事業所への職員の応援派遣をした施設・事業所

2 個別協議により認める施設・事業所への助成額の上限

原則として、実施要綱に定める基準単価に2を乗じた額を上限としますが、当該上限額では支障をきたす特別な事情がある場合は、当該上限額を超えて協議を行うことを妨げるものではありません。なお、個別協議は、複数回実施することも可能です。

※ 例：助成額の基準単価が100千円の場合、原則として200千円が上限

3 協議額の考え方

協議額は、基準単価と施設・事業所への助成額（＝所要額）の差額（＝引上額）となります。また、複数回個別協議を行う施設・事業所の場合は、基準単価と既に承認している引上額を施設・事業所への助成額の総額から差し引いた額が協議額となります。

※ 例：基準単価100千円の施設・事業所に150千円を助成する場合、協議額は50千円。

基準単価100千円の施設・事業所に200千円を助成する場合であって、基準単価から40千円の引き上げについては既に承認を受けている場合、協議額は60千円。